

内共第48号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、木曽川長良川下流漁業協同組合・日本ライン漁業協同組合・愛北漁業協同組合・木曽川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第48号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、あまご、うぐい、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、及び流しガリ）による遊漁の場合には口頭で、網による遊漁の場合には、別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣、投網、刺網及び四つ手網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ1.2センチメートル以上
刺網（テナ網を含む。）	1統の全長10メートル以下、網目の大きさ2センチメートル以上
四つ手網（たも網を含む。）	1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ1.5センチメートルにつき20節以下

- 2 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、加茂川合流点から下流迫間川合流点までの区域は、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から8月31日まで、丹羽郡扶桑町大字山那の山那燈明灯から下流同郡同町大字小淵の小淵水位計の区域（左岸側）は、解禁の日から9月30日まで、その他の区域は、解禁の日から8月15日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。また、美濃加茂市御門町リバーパーク美濃加茂の上流300メートルから下流加茂川合流点までの区域は、解禁の日から12月31日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。
- 3 投網、刺網及び四つ手網による遊漁は、360統の範囲内とする。
- 4 流しがり（どぼんこ釣又は掛針を含む。）による遊漁は1月1日から8月15日まで禁止する。
- 5 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。
 - 一. 水中に電流を通じてする漁法
 - 二. びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
 - 三. 動力を利用する瀬干漁法
 - 四. 火光を利用して行う漁法
 - 五. 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
あまご	2月1日から9月9日まで
こい、ふな、おいかわ及びうなぎ	1月1日から12月31日まで（ただし、おいかわについて、竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。）

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。（全魚種）

区 域	期 間
木曽川今渡発電所えん堤下流端から下流 280メートルの区域	4月1日から8月31日まで
木曽川東海道線下り線橋梁上流端から上流 1,000メートルの区域	9月1日から11月30日まで
木曽川濃尾用水犬山頭首工えん堤上流端から上流 100メートル、同えん堤下流端から下流 120メートルの区域	1月1日から12月31日まで
馬飼頭首工えん堤上流端から上流 200メートル、同えん堤下流端から下流 200メートルの区域	1月1日から12月31日まで
木曽川濃尾用水犬山頭首工えん堤上流端から上流 100メートルから上流の区域	1月1日から12月31日まで (手釣、竿釣を除く)
南派川の木曽川本流との分枝点から下流小網橋の区域	9月1日から11月30日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こい	20センチメートル以下	うぐい	10センチメートル未満
ふな	6センチメートル以下	あまご	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル未満		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
あゆ (雑魚を含む。)	手釣及び竿釣	1,500円	6,000円 但し、期間限定 (11月以降、3月 末まで有効)の場合
		現場加算料 1,000円	
あまご、こい、ふな、おいかわ、うぐい及びうなぎ(以下「雑魚」という。)	手釣及び竿釣	500円	3,000円
		現場加算料 500円	

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ及び雑魚	投網、刺網及び四つ手網	1年	12,000円

2. 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類などを提示しなければならない。

区 分	漁 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
中学生以下、70才以上の者、心身障害者（身体障害者3級以上又は療育手帳障害程度A級の者）	あゆ （雑魚を含む。）	手釣及び竿釣	1,500円 現場加算額 1,000円	3,000円 ただし、期間限定（11月以降、3月末まで有効）の場合1,500円
	雑魚	手釣及び竿釣	無 料	

3. 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4. 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（川釣り体験場）

第8条 次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる期間に組合が開設する川釣り体験場においては、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
木曽川南派川、一宮市北方町北方、木曽川南派川左岸に設置した仕切網と陸岸により囲まれた長さ約400メートル、幅約50メートルの区域	10月1日から翌年4月15日までの間で、組合が定めて公示した期間

2. 前項に掲げる川釣り体験場を利用しようとする場合は、組合の指示に従わなければならない。

（特定釣漁場）

第9条 第7条の規定に係わらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種を対象にウ欄に掲げる期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁しようとする場合には、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ魚種	ウ 期 間	エ 料 金
木曽川 木曽川右岸側派川 の太田橋下流端の下 流500メートルの地 点から下流670メ ートルの間	あまご	2月1日から9月30日 までの間で組合が定めて公 示する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,500円 小学生以下は 500グラム1,000円
	にじます	1月1日から12月31 日までの間で組合が定めて 公示する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,000円 小学生以下は 500グラム1,000円
木曽川 坂祝町一色地内、 木曽川右岸河川敷地 内の湧水池（通称： 2番池）	あまご	2月1日から 9月30日までの間 で組合が定めて公示 する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,500円 小学生以下は 500グラム1,000円
	にじます	1月1日から 12月31日までの 間で組合が定めて公 示する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,000円 小学生以下は 500グラム1,000円

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式2号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

2. 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及びその他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である

ことを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号

遊漁承認申請書		令和 年 月 日
漁業協同組合長 様	申請者住所	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日
下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいから承認して下さい。		
記		
1. 遊漁対象水産動物名		
2. 漁 具・漁 法		
3. 遊 漁 区 域		
4. 遊 漁 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

別記様式第 2 号

遊漁承認証 (年券)	
1. 発券番号	6. 使用者の住所及び氏名
2. 発券年 (年度)	7. 使用者の生年月日又は年齢
3. 発行漁業協同組合名	8. 使用者写真貼付欄
4. 魚 種	9. 注意事項
5. 遊漁料の額	

遊漁承認証（日券）

- | | |
|----------|----------|
| 1. 発券番号 | 5. 使用者氏名 |
| 2. 使用年月日 | 6. 発行者名称 |
| 3. 魚種 | 7. 発行者印 |
| 4. 遊漁料 | 8. 注意事項 |

別記様式第3号

漁場監視員証

表

裏

<p>No. _____</p> <p>漁場監視員証</p> <p>発行 令和 年 月 日</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>氏名 _____</p> <p>年 月 日生</p> <p>住所 _____</p> <p>有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tbody><tr><td style="text-align: center;">割印</td><td style="text-align: center;">写真</td></tr></tbody></table> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">漁業協同組合 印</p>	割印	写真	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。2. 監視員をやめた場合は組合に返納してください。3. 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください4. 漁場監視の場合は本証を携帯してください。5. 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。
割印	写真		